

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	障害年金の給付の額の改定	
根拠法令・条項	予防接種法施行令第15条、第22条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 感染症対策課	
処 分 基 準	<p style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 設 定 <input type="radio"/> 設定できない <input type="radio"/> 基準を公開できない </p> <p> 処分基準 予防接種法に基づく健康被害にかかる障害児養育年金又は障害年金の給付につき、障害の状態に変更があり、新たに他の等級に該当すると厚生労働大臣が認定したとき </p> <p> 処分の対象 予防接種法に基づく健康被害にかかる障害児養育年金又は障害年金の給付を受けている者のうち、障害の状態に変更があり、新たに他の等級に該当すると厚生労働大臣が認定した者 </p> <p> 処分内容 従前の等級に基づく給付を行わない。 </p> <p> <small>（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</small> </p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<input type="radio"/> 聴 聞 <input checked="" type="radio"/> 弁 明
	（聴聞又は弁明の <small>手続を省略する場合の根拠条項等）</small>	<small>ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」</small>
	個別法により聴聞 <small>又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項</small>	